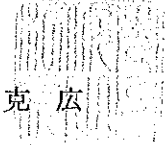
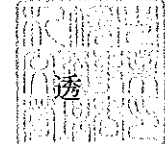

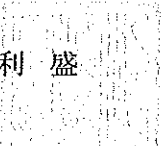




札幌市告示第796号
 札幌市交通局告示第 25号
 札幌市水道局告示第 35号
 札幌市病院局告示第 14号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項並びに札幌市契約規則（平成4年規則第9号）第2条第3項及び第14条第2項並びに札幌市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年規則第79号）第3条（第14条において準用する場合を含む。）、交通局にあつては札幌市交通局契約規程（平成4年交通局規程第17号）第2条第3項及び第14条第2項並びに札幌市交通局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年交通局規程第11号）第3条（第14条において準用する場合を含む。）、水道局にあつては札幌市水道局契約規程（平成4年水道局規程第9号）第2条第3項及び第14条第2項並びに札幌市水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年水道局規程第11号）第3条（第14条において準用する場合を含む。）、病院局にあつては札幌市病院局契約規程（平成18年病院局規程第32号）第2条第3項及び第14条第2項並びに札幌市病院局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成18年病院局規程第33号）第3条（第14条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成31年度において札幌市（交通局、水道局及び病院局を含む。）が行う物品の購入、製造の請負、修繕（改造を含む。）、借受け及び役務の提供並びに物品の売払いに係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「参加資格」という。）を定めたので、下記のとおり告示する。

平成31年2月15日

札幌市長	秋元 克広	
札幌市交通事業管理者 交通局長	藤井 透	
札幌市水道事業管理者 水道局長	三井 敏	
札幌市病院事業管理者 病院局長	関 利盛	

記

1 競争入札に参加できない者

次の各号のいずれかに該当する者は参加資格の審査を申請することができない。

(1) 特別の理由がある場合を除くほか、次のいずれかに該当する者

ア 契約を締結する能力を有しない者

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ウ 役員等（申請者が個人である場合にはその者を、申請者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、申請者が団体である場合は代表者、理事等をいう。以下同じ。）が暴力団員（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者

- エ 暴力団（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
 - オ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者
 - カ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
 - キ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- (2) 札幌市との入札及び契約等において、次のいずれかに該当すると認められる者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者で、その事実があった後、審査基準日において3年を経過しない者（ただし、これらの事由により既に札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成14年4月26日財政局理事決裁）に基づく参加停止の措置を受けた者を除く。）
- ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
 - キ 上記アからカの規定により競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (3) 直前1期の決算（当該期の会計期間が12月に満たない場合は直前2期の決算）における製造、販売、請負等の実績高がない者
- (4) 不渡手形又は不渡小切手を発行して、銀行当座取引を停止された者で、2年を経過しない者
- (5) 市区町村税又は消費税・地方消費税を滞納している者

2 参加資格審査申請に必要な資格要件

- (1) 別表1に掲げる業種に申請する者は、同表に掲げる資格要件を満たしていること。
- (2) 「一般サービス業」のうち、中分類「12 建物清掃業」、「14 警備業」又は「15 建物設備等保守管理業」に申請する者は、次の要件を満たしていること。
 - ア 健康診断に関する労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）の規定を遵守していること。
 - イ 雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の適用事業所となっていることについて関係機関に届出を行っている者であること（ただし、届出を行う義務のない者を除く。）。

3 申請できる業種

別表2のとおり。

4 参加資格の審査

参加資格は、札幌市競争入札参加資格審査等取扱要領（平成14年9月18日財政局理事決裁）第7条に規定する経営規模等審査基準に基づき審査し、一般サービス業の中分類「12 建物清掃業」及び「14 警備業」について

は等級区分に格付する。

なお、経営規模等審査基準に基づく審査数値は公表することがある。

5 参加資格の審査基準日

申請日の属する月の初日（1日）

6 申請方法等

(1) 申請方法

インターネットを利用して札幌市入札参加資格申請システムにアクセスし、画面上の申請フォームに必要事項を入力し、申請書を送信するとともに、下記(5)に掲げる書類を提出する方法による。

(2) 受付期間

平成31年2月18日（月）から平成32年2月14日（金）まで

（ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。）

下記（5）に掲げる書類については、申請書の送信後、5開庁日以内に提出すること。

(3) 受付時間

午前9時00分から午後5時00分まで

(4) 札幌市入札参加資格申請システムのURL

<https://sg2.city.sapporo.jp/SINSEI/>

(5) 提出書類

下記ア～シの書類を提出すること。

ただし、既に平成30～32年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）に登録されている者が業種の追加を申請する場合、イ、エ～ク及びシを省略することができる。

また、既に上記2(2)に掲げる業種のいずれかに登録がある場合はコ、サについても省略することができる。

ア 添付書類一覧表

イ 誓約書

ウ 登記事項証明書(個人の場合は身分証明書) (写し可)

エ 納税証明書(市区町村税、消費税及び地方消費税) (写し可)

オ 委任状(契約締結権限等を委任する場合のみ)

カ 使用印鑑届出書

キ 口座振替依頼書

ク 財務諸表(写し可)

ケ 許可、免許、登録等の証明書(別表1に掲げる業種に申請する場合のみ) (写し可)

コ 労働基準監督署受付済の定期健康診断結果報告書(写)又は労働安全衛生法に定める健康診断に関する申出書(上記2(2)の業種に申請する場合のみ)

サ 別表3に掲げる雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入確認書類(上記2(2)の業種に申請する場合のみ)

シ 協同組合等組合員名簿(協同組合等のみ) (写し可)

(6) 書類の提出先

札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所14階 財政局管財部契約管理課

(7) 中小企業庁の官公需適格組合の証明を受けた組合が、資格審査を希望する場合の申請方法

下記エに掲げる書類を受付場所に持参する方法で申請を行うこととする。この場合において上記5中「申請

日の属する月の初日（1日）」とあるのは「申請日」と読み替えるものとする。

ア 受付期間

告示日から平成32年3月31日（火）まで

（ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。）

イ 受付時間

午前9時00分から正午まで及び午後1時00分から午後5時00分まで

ウ 受付場所

札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所14階 財政局管財部契約管理課

エ 提出書類

下記(ア)、(イ)の書類及び、上記(5)に掲げる書類を提出すること。

(ア) 競争入札参加資格審査申請書（物品・役務）

(イ) 申請書別紙

(8) 申請において使用する言語

申請に使用する言語は日本語とする。なお、提出書類のうち外国語で記載された事項については、日本語の訳文を付記又は添付すること。

7 参加資格の決定通知等

参加資格の審査の結果、参加資格を有すると決定したときは、競争入札参加資格認定通知書により通知するとともに、平成30～32年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）に登録する。また、参加資格を有しないと決定したときは、競争入札参加資格不認定通知書により通知する。

なお、上記6(1)の場合は、インターネットを利用して送信する申請書の内容及び提出書類に不備がない状況で揃ったときを受理とし、毎月1日から15日に受理したものは当月中に、16日以降に受理したものは翌月中に、審査結果を通知するものとする。

8 参加資格の有効期間

(1) 上記6(1)の場合は、上記7に掲げる競争入札参加資格認定通知書による通知日の翌月1日から平成33年3月31日まで

(2) 上記6(7)の場合は、資格決定の日から平成33年3月31日まで

9 参加資格の取消し

上記1（(3)を除く。）に該当することとなったときは、参加資格を取り消す場合がある。また、次の各号に該当することとなったときも同様とする。

(1) 競争入札の参加資格申請において虚偽の申請をした者

(2) 法令の規定による許可、免許、登録等を必要とする場合において、当該許可、免許、登録等を有しないこととなった者

10 問い合わせ先

札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市財政局管財部契約管理課（電話 011-211-2152）